

2021年 第3回 アジアビジネスローラム研究会

国際仲裁と調停～ビジネス紛争解決のアジア的試み

パート2「建設紛争を含む商事紛争解決のための仲裁・調停」

2021年 10月 11日

小倉 隆（同志社大学）

建設工事とその紛争

＜建設工事＞

橋梁、トンネル、ダム、上下水道等： 土木工事

空港、駅舎、オフィス・ビル、ホテル等： 建築工事

巷間にて「インフラストラクチャーエンジニアリング」と言われる大型工事や
プラント工事は、上記の土木工事と建築工事のハイブリッド形態
である場合も多い。

発注者・請負者間の契約内容は多岐にわたる(facts driven)。
大規模な建設工事は、単品・現地生産であり、紛争は「常態」。

国際建設工事の約款および紛争解決方法

世界のデファクト・スタンダードはフィディック約款である。
(国際コンサルタント・エンジニア協会:FIDIC * が作成)

<FIDIC約款の種類(主要なもの)>

施工契約(Construction): Red Book
設計施工(Design-Build): Yellow Book
EPC-Turn Key: Silver Book

<FIDIC約款 Red/Yellow Book の紛争解決手続き>

- ① 発注者・請負者の紛争をThe Engineer (監理者)が裁定
- ② Dispute Board(3名または1名の専門家)による裁定
- ③ 仲裁 (Arbitration- final and binding)

* Fédération Internationale des Ingénieurs-Conseils
International Federation of Consulting Engineers

国際建設紛争解決と仲裁・調停

Arbitration: FIDIC 約款にタイプされている。仲裁機関は？

- ✓ ICC 仲裁が以前からスタンダード (Red Book 1977 -)
- ✓ SIACが登場 (if financed by ADB, 20.6 of MDB version 2010)

ところで、FIDIC は Mediation については何も規定していない。

しかし、Mediation が使用された建設紛争例は存在している：

中東における国際空港建設工事契約：米国色が強い契約におけるターミナルビル増設の大規模な設計変更命令の追加工事代金紛争（発注者が選んだコンサルタントは米国企業であった）について、香港からCEDR調停人を施工国に呼んで調停に成功した。

（小倉 隆 「国際商事調停の利用と実務」JCA ジャーナル
Vol.67 No.2 February 2020, p.19参照 ）

国際紛争解決の進歩

昨今、国際商事仲裁のみならず、国際投資仲裁の数も多い。

例えば、パナマ運河拡張工事契約(契約額:約3千億円+)の追加費用紛争では、フロリダ州マイアミ市におけるICC仲裁において、本年、請負者のコンソーシアムは負けたのであるが、その構成員であるイタリア企業 Webuild 社(旧インプレジーロ社)は、パナマ国を提訴している(イタリアーパナマの投資協定に基づく)。

更に、国と国との紛争になると、国益が絡んで解決がより困難である。

しかしながら、東ティモールとオーストラリアとの長年にわたる紛争が、2018年国連海洋法条約に基づく調停委員会(5名)で解決されたのは画期的:

上記ケース(PCA Case No. 2016-10)については以下の公開情報がある。

REPORT AND RECOMMENDATIONS OF THE COMPULSORY CONCILIATION
BETWEEN TIMOR-LESTE AND AUSTRALIA ON THE TIMOR SEA

(書籍:Christian Tomuschat et. al. "Flexibility in International Dispute Settlement – Conciliation Revisited" Brill Nijhoff (2020) Chapter 7 pp. 156 – 201 参照)

日本の立ち位置、これから役割は

＜法制度整備支援（所管：法務省国際協力部ICD）の一環として注力されてきた調停（Court Annexed）＞

JICA's Cooperation for Mediation in Asian Countries:

Mongolia, Indonesia, *Timor-Leste (2013-2014)*, Nepal,
Myanmar, Bangladesh, Vietnam

東ティモールとの関わりは、同国独立（2002年）の前、避難民を助ける国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）への物資提供（1999年10月22日閣議決定）があった。

オーストラリアと同国との調停による受益者は、シェルと、LNGの購入予定者である大阪ガス

国際紛争解決の将来像

<Arbitration>

やはり国際紛争解決手段の中心であるが、課題も多い：

1.国際的なコートから仲裁コミュニティーへの挑戦

英国TCC、シンガポールSICC、EU(カナダ、ベトナム)

2.ダイバーシティ推進(国籍、ジェンダー、ジェネレーション)

<Mediation>

シンガポール条約(2020年9月発効)のインパクト評価：

オーストラリアが先月署名したが、批准国は6カ国のみである。

Alternative から Appropriate へ(ADR)。

沸騰するアジア・アフリカ諸国のビジネスから溢れるエネルギーを、
裁判所調停先進国としての日本がどう受け止めていくか、今後のこと
ダイナミックでサステナブルな役割が期待されている。

以 上